

金融労組の取り組み

枚方信金から金融ユニオンに新加入 信用金庫を良くしたいと決意

ホームページを見て労働相談

昨年(2021年)10月1日付で枚方信金(本店大阪府枚方市 役職員314名、店舗数20カ店)の池田さん(54歳)が金融ユニオンに加入しました。

池田さんは昨年9月に金融ユニオンのホームページを見て、金融ユニオン大阪事務所に連絡し相談を重ね、経営側の好き嫌いで運営される金庫の現状を改善し、残業代が支払われない「管理監督者」の範囲見直しを実現したいと組合加入を決意しました。

枚方信金には労働組合がなく、池田さんは過労死しかねない職場の実態に増員を求めるなど経営者にモノを言う存在でした。

そういう池田さんに対して、金庫は人事異動で、賃金減額、グレード降格をとまなう支店への異動を発令。池田さんはこの労働条件の一方的な不利益変更の理由説明を求めましたが、人事部は「総合的な判断」というだけでした。

4人に1人が「管理監督者」

金庫は池田さんが組合加入した後の第1回団体交渉(10月28日)で、ようやく理由の説明をしましたが、「期待したところまで達していない」「自分の担当部署だけにしか目が行っていない」というだけで、さらにこれまで一度も言われたことのない「セクハラ疑惑」まで持ち出されました。

池田さんは「上司から『自分の担当部署に専念してほしい』と言われてやってきたことが、賃下げの理由にされるとは思ってもみなかった」と言い、セクハラについては「誰がいつどこで何を

もってセクハラ問題を注意したのか明らかにしてほしい」と反論しています。

枚方信金では、時間外手当の支給対象外となる「管理監督者」が4人に1人にまで拡大されています。しかし、時間外手当の支給対象外となる「管理監督者」の範囲は、企業が定める「管理職」とは区別され、労働基準法とそれに基づく通達で厳格に定められていて、経営側が勝手に決定できないことは周知のことです。この間、厚生労働省もその違いを周知徹底し、時間外不払いなど法違反を追及しています。団交では金融労連の時間外手当管理の資料を提示して、見直しを強く求めました。

いずれの問題についても金庫は明確な説明ができず、「調査の上、1カ月以内に団体交渉で報告させていただく」と回答しました。

「組合のなかまを増やしたい」

団交後、池田さんは以下のようにメッセージを金融ユニオン機関紙に寄せています。

「団交でありがとうございました。初めての団交で不安がありましたが、3人の方に同席していただき不安も解消して臨むことができました。減給の理由を聞いたことはありがたかったです。しかし、理由は納得しがたいもので不当としか思えません。次回の回答次第では、当庫内で組合に加入する仲間を増やすことを考えています。枚方信用金庫を変えたい、良くしたいと思う職員はたくさんいますので。

今回は思うことの半分くらいしか発言できませんでしたが、次回以降も皆様の力をお借りし、

臨んでいきたいと思いますのでよろしくお願い
いたします。」

不動産信金争議と枚方信金

池田さんの相談を受けて、枚方信金が約20年前に金融行政に「破綻」させられた不動産信金から、事業譲渡を受けた9信金の一つであり、池田さんが事業の譲受業務にも従事していたことが分かりました。当時の信金をはじめとする地域金融機関の「破綻」処理は、その前提となる当該金融機関の「債務超過」そのものが、恣意的に作り出されたとの懸念のあり、そうした事例が現場労働者からも報告されています。

不動産信金の場合、事業譲渡が9の信用金庫に分割して譲渡されたこと、事業を譲渡してもその事業を担っていた職員は引き継がず全員解雇とするなど、とりわけ異例の処分が強行されました。これは、不動産信金の労働組合、不動産信金従組が全信労（全国信用金庫信用組合労働組合連合会、後に現在の金融労連に組織統合）加盟の、少数組合ながら積極的に活動し職場に影響力を持っていたため、たたかう労働組合を排除しようとする攻撃でもありました。

この不当な攻撃に不動産信金従組は全国の支援を受けたたかいました。池田さんの相談を受けた金融ユニオンの田畑書記長は、当時不動産信金従組の書記長として不動産信金争議の中心になってたかかった一人です。今回、池田さんの相談を受けて、事業譲渡を受けた信金の職場の様子分かりました。不動産信金の従業員を引き継がないで事業譲渡を受けた側の労働者はどうだったか。

池田さんは金融ユニオン機関紙に「不動産信金の労働者を一人も雇用しない事業譲渡のせいで、現場は大変厳しい状況でした。不動産信用金庫は労働組合が『過激』なので雇用しないと聞かされましたが、そんなことは現場の作業している私たちにとっては関係のない事。その時、解雇された不動産信金の人に今回お世話になろうとは思っていませんでした」と話しています。

396の信用金庫が292金庫に

不動産信用金庫は、1999年3月決算で債務超過とされ、同年11月に大阪府内の9つの信用金庫に支店ごとに分割して事業譲渡されました。この事業譲渡を受けた9金庫のうちの一つが枚方信用金庫でした。1999年当時、金融行政はバブル崩壊後の金融機関の「不良債権処理」を名目に、金融機関の貸出債権のランク引き下げを強要。引き下げられた貸出債権は不良債権とされ、引当金の積み上げを余儀なくされ、結果として「債務超過」となった金融機関は破たんし、他の金融機関に吸収されるか、不動産信金のように分割して事業譲渡されました。

この時の「不良債権処理」で、1999年3月時点で396あった信用金庫は、2006年3月には292金庫へと激減しています。信用金庫だけではなく、信用組合や第2地方銀行などの地域金融機関もこの時の「不良債権処理」＝金融再編で激減しています。

この時の「不良債権処理」が日本経済にどんな影響を与えたか。

みずほ銀行に統合する以前の旧第一勧業銀行のシンクタンク、第一勧業銀行総合研究所の専務理事であった山家悠紀夫氏は、この時の「不良債権処理」を「生きている企業」「生き延びようとしている企業」を「殺せ」「息の根を止めよ」と命じ、日本経済をゆがめる政策であったと厳しく批判しています(岩波新書「日本経済史30年」山家悠紀夫著)。

・不動産信金争議については「不動産信用金庫事件報告」参照。

(<http://www.kangou.gr.jp/news/work/298/>)

・当時の「不良債権処理」については、当ホームページ「調査レポート 激変した金融労働者の雇用構造」12～13ページ、船橋信用金庫の事例他を参照。

(<http://www.leaf-line.jp/~iflj/?p=1534>)